

審査基準（動力の装置の許可）

温泉法

（許可の基準）

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 三 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
- 四 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

3 前条第一項の許可には、温泉の保護その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

（許可の有効期間等）

第五条 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

2 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

（増掘又は動力の装置の許可）

第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第四条、第五条、第九条及び前条の規定は前項の増掘又は動力の装置の許可について、第六条から第八条までの規定は同項の増掘又は動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第二号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘又は動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘若しくは動力の装

置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第九条（第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

温泉法施行規則

(増掘又は動力の装置の許可の申請)

第六条 法第十一条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 二 増掘又は動力の装置の目的
 - 三 増掘又は動力の装置をしようとする場所及びその付近の状況
 - 四 温泉のゆう出量、温度及び成分並びにゆう出路の口径及び深さ
 - 五 増掘後のゆう出路の口径、深さその他増掘の工事の施行方法又は動力の装置の種類、出力その他動力の装置の詳細
 - 六 工事の着手及び完了の予定日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 増掘又は動力の装置をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図
 - 二 前号に掲げるもののほか、申請が法第十一条第二項において準用する法第四条第一項第一号又は第二号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
 - 三 申請者が第十一条第二項において準用する法第四条第一項第三号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

愛知県温泉法施行細則

(申請書の様式等)

第一条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によらなければならない。

- 六 省令第六条第一項に規定する申請書 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める様式

- ロ 動力の装置の許可の申請 様式第七
- 4 第一項第六号の申請書には、省令第六条第二項第一号及び第三号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - 二 動力の装置の許可の申請 次に掲げるもの
 - イ 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
 - ロ 動力の装置の据付位置図
 - ハ 申請者が動力の装置に必要な土地を動力の装置のために使用する権利を有することを証する書類
 - ニ 温泉を利用して行う事業の概要及び施設の規模等を記載した温泉利用計画書
 - ホ 動力の装置をしようとする地点の付近の二万五千分の一程度の地図及び公図の写し
 - ヘ 温泉成分分析書の写し、柱状図、掘削孔断面図及び段階揚水試験の結果を記載した書類
 - ト 動力の装置の詳細を示すカタログその他の書類及び性能曲線表
 - チ イからトまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類